

## 高圧ガス容器の適正な管理の徹底を呼びかけました。

危機管理部 消防保安課

平成 22 年 6 月、港に停泊していた船舶に搭載されていた酸素ボンベが破裂する事故が発生しました。

船舶に限らず、高圧ガスは産業用、家庭用に広く利用されています。

県では 6 月 9 日に、高圧ガス関係団体に対し、高圧ガス容器の適正な管理について事業者の皆様への注意喚起を依頼しました。

### 注意すべき事項

関係事業者の皆様は、高圧ガス容器について、下記の事項を重点に点検を行うなど、高圧ガス保安法に基づく適正な管理を徹底してください。

- 1 高圧ガス容器や容器に附属するバルブ等は、検査に合格したものを使用すること。また、定期的に再検査を実施すること。
- 2 使用前に外観等について点検を行い、傷や破損、腐食等が生じている容器や、刻印や表示が不鮮明な容器は使用しないこと。
- 3 ガスの種類や圧力に適した容器を使用すること。
- 4 高温となったり、湿度が高く水滴が付着するなど、腐食や劣化が生じやすいところに容器を保管しないこと。
- 5 容器を転倒させたり、衝撃を加えるなどの粗雑な取扱いをしないこと。
- 6 使用する予定のない容器は、回収、返却等、適切に措置すること。